

会 議 録

会 議 名 (審 議 会 等 名)	平成27年度 第1回 川西市文化財審議委員会		
事 務 局 (担 当 課)	教育推進部 まなび支援室 社会教育・文化財課 (内 線 3 4 2 1)		
開 催 日 時	平成27年8月25日(火) 13時30分～15時00分		
開 催 場 所	川西市文化財資料館		
出 席 者	委 員	多淵委員長、福永委員、浅見委員 計3名	
	そ の 他		
	事 務 局	牛尾教育長、石田教育推進部長、枅川まなび支援室長、 井上社会教育・文化財課長、山田主任、岡野主事 計6名	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付 ・ 議題 (1)国崎字知明・卯ノ戸エドヒガン群落の指定答申について (2)多田銀銅山国崎字知明・卯ノ戸坑道群の指定答申について (3)黒川字奥山ブナ群落の指定諮問について 		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

NO.1

事務局	<p>本日は、新たに就任された浅見委員への辞令交付後、ブナ群落の指定諮問等ご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>教育長より浅見委員へ辞令交付</p>
委員長	<p>それでは、事務局より議題(1)「国崎字知明・卯ノ戸エドヒガン群落の指定答申について」を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>国崎字知明・卯ノ戸エドヒガン群落については、前回3月の文化財審議委員会で諮問させていただきました。4月3日には多淵委員長・福本副委員長・福永委員に現地を視察いただいています。エドヒガン群落の指定は、水明台1丁目、黒川字奥瀧谷、国崎クリーンセンター内国崎字小路に続いて4件目となります。今回の分は、県立一庫公園内にあたるため、将来にわたり保全活動が可能と考えられます。</p> <p>スライドで説明</p>
委員長	<p>何かご意見ありますでしょうか。</p>
A 委員	<p>B 委員からご教授をお願いします。</p>
B 委員	<p>そもそも桜というのは、全国には何十種類あるが、地域によって自生する桜の種類が異なります。全国的に桜というと、ソメイヨシノに傾きがちですが、地域によって違います。なかでもこのエドヒガンは、非常に限られた場所に生えており、同じ猪名川流域でも、古生層のあたりには分布しますが、少し離れた花崗岩地帯とか別の地質には生えていません。その意味で、分布が限られています。もともとソメイヨシノの片方の親にあたり、花は小さいが見応えはある。樹齢も長い。今桜といえば、どこへ行ってもソメイヨシノという傾向があるので、これを指定することは、地域によって生えているものが違う、歴史が違う、景観も違うということを訴える意味で意義は大きいと思います。</p>
A 委員	<p>よくわかりました。古生層というのは丹波層群のことですか。分布が重なるということは、土壌が関係するのですか。</p>
B 委員	<p>そう思います。</p>
委員長	<p>それでは、国崎字知明・卯ノ戸エドヒガン群落について指</p>

審 議 経 過

NO.2

事務局	<p>定することによろしいですか。では、指定ということによろしくお願ひしたい。</p> <p>次に議題(2)「多田銀銅山国崎字知明・卯ノ戸坑道群の指定答申について」を事務局から説明願ひたい。</p> <p>多田銀銅山国崎字知明・卯ノ戸坑道群については、先ほどのエドヒガンと同日に委員に視察いただきました。</p> <p>多田銀銅山は、川西市から猪名川町、宝塚市、能勢町、豊能町、箕面市、池田市に及び、十数kmの範囲で広がっています。主要鉱脈は4つあり、今回申請がでている国崎字知明・卯ノ戸坑道群と前回指定の国崎字小路坑道群は、同じ「奇妙山神教間歩」という主要鉱脈にあたります。江戸時代末の『多田銀銅山来歴申伝略記』には、奈良時代に東大寺の大仏の銅を産出したという伝説が載せられています。</p> <p>今回申請の坑道は17個ありますが、なかでも9番坑道は幅3.5m、長さが8.5mもある大きな溝状に露頭掘りをしたものです。ここから知明山の山頂に向かい、坑道群が並んでいます。県立一庫公園の整備で解説看板もすでに設置されています。</p> <p>近世に栄えた多田銀銅山の採鉱遺跡として良好な状態で残り、県立一庫公園内のため将来にわたり保全が可能ということです。</p> <p style="text-align: center;">スライドで説明</p>
委員長	<p>多田銀銅山は、川西市固有の産業だったということです。しかも、坑道がある程度保存されているということで、事務局から指定について提案がありました。何か意見はございませんか。</p>
A 委員	<p>今委員長がおっしゃったように、通常古墳とか寺院であるとか、そういうものと違う種類の「産業遺産」ということです。近年、国の方でも古墳や集落以外のものをしっかり残していこうという方針が出されています。そういう意味で、大変貴重な文化遺産ですので是非指定して後世に伝えていただきたい。それには異論はないが、せっかくなので一つや二つはそこに行けばよくわかるように綺麗にする取り組みをしていただきたい。</p> <p>せっかくなので、近隣の、いきなり大阪府域までは無理かもしれませんが、まずは猪名川町と川西市・宝塚市で互い情報提供し合うような形で、一般市民の方々に猪名川町の銀山地区だけではなく鉱脈が広がっていることを知らせてい</p>

審 議 経 過

NO.3

<p>委員長</p>	<p>ただきたい。川西市域でも、平安製錬所跡を含めて近代まで脈々と産業が続いていたということ等、うまく連携いくような活動ができれば、川西市にとってもよいことでないかということをお言わせてもらいます。</p> <p>川西市も猪名川町も何らかの形で連携をとって全体像がわかる形にしたいということですね。違う自治体が一緒に行くのはなかなか難しいが、ぜひとも行っていただきたい。全体として、鉱山そのものは地域に限られているものではなく、鉱脈が走っているわけなので、それらを一つのものとして把握する。それは行政がそれぞれの地域のことは責任をもつにしても、全体として明らかにしなければならないので、ぜひ話し合っていたきたい。</p>
<p>B 委員</p>	<p>それに絡んだ情報ですが、たとえば西宮市には六甲山系に大坂城の石切り場が見つかっていて、それが西宮市域だけでなく、芦屋市にもかかっている。それぞれの単独の市がやるのではなく、両方が連携してやることで予算が付き、たとえばレーザープロファイラーですか、すごく詳細なデータを得て、芦屋市から西宮市にかけてどんな風に石切り場があったのかということがわかってきている。よろしければ、参考にさせていただきたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>川西市としてこの地域を指定することは、先ず第一歩だと思うので、今回の諮問は指定する方向で決定ということである。できるだけ、猪名川町や大阪府の能勢町と話し合いをしていかなければならないと思うので、よろしくお願したい。</p> <p>次に黒川字奥山ブナ群落の指定について、事務局に説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成 27 年 7 月 1 日付で、大阪府豊能郡能勢町の宗教法人真如寺代表役員植田観樹氏より、黒川字奥山ブナ群落について市指定文化財申請書が提出されました。種別については、天然記念物。概要としましては、川西市黒川字奥山 1-8 の一部、面積にしますと約 700 m²の区域内に 8 個体のブナが分布します。</p> <p>指定申請の理由は、ブナ林は冷寒帯に広く分布しますが、瀬戸内沿岸域では六甲山、和泉葛城山と大和葛城山と妙見山に分布するにすぎず、本地域のブナ林は非常に貴重と考えられる。ブナ林の主要部は大阪府能勢町側に分布するが、大阪</p>

審 議 経 過

NO.4

	<p>府側は昭和 58 年府の天然記念物に指定されています。兵庫県側のブナ林は、小面積ですが、直径の大きな木もあり、ブナ林全体として保全する必要から川西市の天然記念物指定を申請したいというのが申請理由です。</p> <p>このブナ林の保全については、平成 26 年能勢妙見山を事務局とするブナ守の会が設立され、活動を進めているところです。</p> <p style="text-align: center;">スライドで説明</p>
<p>委員長</p>	<p>ブナ林には、太い木もあれば細い木もあるようだ。ある程度下刈りをしなければならぬと思うが、それを行なえる体制ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ブナ守の会が積極的に活動している。幼木を育てたり、下をきれいにしたりとか積極的に活動しています。</p>
<p>委員長</p>	<p>原生林ではなく里山なので、ある程度下刈りをやらないと現状が維持できないと思うが、ボランティアの方々をうまく育成するようなシステムを構築しなければならないと思います。</p>
<p>A 委員</p>	<p>ブナ守の会は、大阪府側のものも一緒にやっているのですか。大阪府の指定だが、実際は能勢町の担当部局が面倒をみているということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>先日の現地調査では、大阪府と能勢町の職員が来ていましたが、大阪府は看板を建てるくらいで、能勢町もあまり管理を行っていないようでした。そういったなかで、妙見山のお寺とか市民ボランティアが集まってブナ守の会を作って守っていきこうということになっているようです。</p>
<p>A 委員</p>	<p>ボランティアの会のことを言うのですが、ブナ林全体になにか対応すべき問題が起きた時に、行政的に対処することができるかという調整ができていますか。ブナ守の会は、民間のボランティアなので、行政的なルートからははズレるのではないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請書にもありますように、実際は妙見山のお寺の意向として申請書がだされています。お寺としては所有地の中でブナ群落を守っていきこうという方向です。</p>

審 議 経 過

NO.5

A 委員	ただ何かあったときに、行政的に川西市はどこと話をするのですか。
事務局	お寺になります。
A 委員	お寺は所有者ですが、大阪府側は大阪府が指定している。川西市は全体の問題があった時は、行政的には能勢町と話をするのか、大阪府と話をするのか、整理ができていないのかということです。具体的に行政の担当者同士で意思疎通ができていないのかということです。
事務局	細かく打合せはできていません。妙見山から話があった時はどうするかという道筋はつけたいと思います。
A 委員	大阪府側と川西市側がお互いに一つになれないまま、所有者が現状変更を思いいのままやるようになったら、指定する意味がなくなる。行政でも大阪府と兵庫県では全く違っており、大阪府は補助金がほとんどなく、兵庫県では自治体に対して補助金が多少出る仕組みを維持しています。だから一連の文化財で、川西市側の700㎡と大阪府側の9.5haは別の対応をする場合がでてくるのではまずいのではないかと。価値は十分わかったが、行政レベルでルールを作ったほうがよいのではないかと。
B 委員	川西市では天然記念物がどんな取扱いがなされているのかわかりませんが、市指定の天然記念物では国指定のような保存管理計画を作るといったことは行っているのですか。
事務局	行っていません。
B 委員長	先ほどから聞いていて、気になることがあります。何かというと、ブナ林が里山なので管理が必要だという前提で話が進んでいることです。服部先生の意見書にもあるように、里山と違って社寺林には照葉樹の原生に近いものとか、あるいは夏緑樹林、今でいうこのブナ林ですね。原生林に近いものが残ってきています。その片鱗として残ってきた原生林に近いものだから、それを指定することに非常に意義があるというのが本来の主旨だと思います。その目線で現地を見ていないので何とも言えないが、たとえば下草を刈るということは、本来ブナ林の地表に生えている、ブナ林にしか生えないような植物を刈っている可能性もあります。そうじゃなく

審 議 経 過

NO.6

<p>事務局</p>	<p>て、照葉樹林の要素が出てきたから刈っているのかを、まずははっきりさせることが必要と思います。このブナ林を個体群として残したいのか、でも表題を見ると「ブナ群落」と書いてあるので、ブナ個体群ではなくて、ブナとそれに付随する、たとえば先ほどのカエデやイヌシデ・ホオノキ・コハウチワカエデといったそういう構成種を含めて守ろうとされているのかと思いますが、いずれにしましても、この群落をどの形で維持していきたいのかという事だけはしっかりと目標として設定することが必要と思います。</p> <p>「ブナ群落」と「ブナ林」でそのような違いがあるとはわかっていませんでした。大阪府側は「妙見山のブナ林」という指定名称ですが、その辺は委員の皆様伺いたいと思っていました。</p>
<p>B 委員</p>	<p>鹿対策ということで柵で囲うということは、ブナの芽生えだけではなく、多分その他のハウチワカエデという、ブナ林のように標高の高いところに行かないと見られないものも守りたいので手間をかけているのではないか。やはりこの林全体をどのような形で守っていきたいのか、手を入れてブナがある形であればいいのか。それとも、ブナ林として守りたいのか、詰められた方がよいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど言われた保存管理計画は、指定の前にやるべきことですか。</p>
<p>B 委員</p>	<p>国は、「すでに指定されたところでは管理計画を作りなさい。でないと補助金はおろしませんよ。」という形で策定をどんどん進めています。それを作っておかないと、先々どのような管理を進めていくかという問題が生じてきます。この場合、兵庫県部分だけ作るというのは難しい。先ほどのA委員の話と絡んできますが、ボランティアのブナ守の会の活動がどこまで手をいれて守るのかという事をしっかり決めておかれた方がよいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>幼木を育てて植えていくという事は、エドヒガンの指定の時もありました。自然の群落を守るのか、人工的に植えていって、群落がなくなるのを防ぐのか。どちらが良いのか、他の委員さんからもご意見がでました。</p>
<p>B 委員</p>	<p>たとえば、9.5ヘクタール全体ですと、よくやるのはゾー</p>

審 議 経 過

NO.7

A 委員	<p>ン区分をして、「この部分は全く手を付けない」、「この部分は人も入れるようにする」という場合が多いように思います。たとえば、川西市側の縁辺部は歩道と大阪府側との間に位置しているので、切ってしまうと本体の大阪府の方へ影響がでる。その意味で、この縁辺部を守るということは意義があります。そのような所で1本枯れた場合に植えていくという事のためには、幼木を育てることは必要です。</p> <p>指定すると、現状を変える時は現状変更届を出してもらうのですよね。厳密にいうと、この審議会ですべてくるのだと思うが、どのようなことをすれば現状変更になるのかというのが整理できているのかという事が気になっています。やはり、大阪府側と一連の林だとすると、どういう申請がされて大阪府の天然記念物に指定されたのかを調べていただき、川西市側もうまく整合する取り扱いにしたほうがよいと思います。</p>
委員長	<p>大阪府と兵庫県の両方にまたがっているので、ブナの原生林群落は行政としてうまく調整を取っていただきたい。大阪府側は、府と能勢町のどちらかがやっているのですか。</p>
A 委員	<p>府の指定なので、府教委と相談したほうが良いと思います。</p>
事務局	<p>次回の文化財審議委員会までに、前回のエドヒガンの指定の時のように天然記念物専門のB委員に現地を見ていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>大阪府との接触した感じも簡単でよいので、次回報告願います。</p> <p>議題は以上であるが、その他報告があれば、お願いします。</p>
事務局	<p>配布冊子の報告をします。</p> <p>一冊目は、平成25年度の川西市発掘調査報告書です。めだった成果はありませんでした。</p> <p>もう一冊は、平成26年度地域の文化遺産を活かした地域活性化事業の報告書です。平成23年度から行っておりました、平成26年度は市南部小花地区の太鼓台修理、市中部西多田地区の太鼓台修理、市北部山下地区のだんじり修理を行いました。平成27年度は市南部出在家地区の太鼓台修理、市北部下財地区のだんじり修理を行っています。</p>

審 議 経 過

NO.8

委員長	<p>写真を見ると、子ども達が大勢参加して、皆関心があるのだなと感じます。この補助事業だけでなく、今年も祭りにはこういう形で出るのですね。</p>
事務局	<p>基本的には修理したものを利用しながら、地域活性化に繋がっていただくという事です。</p>
委員長	<p>せっかくきっかけができたので、子ども達が参加する形のお祭りが継続できれば良いと思います。市もできるだけ地域に働きかけていただきたい。</p>
B 委員	<p>ブナ林を見せていただけのなら、これまでの市指定天然記念物も一緒にみせていただきたい。</p>
委員長	<p>これで審議委員会を終了いたします。</p>